

## 律令制以前の王族

——その国政参与に関して——(上)

篠川 賢

はじめに

天武朝において、皇子(二世王)を含めた皇親(王族)が多く国政に参与したことは、まず間違いないであろう。しかし「大化」以前の王族の国政参与に関しては、それをほとんどなかつたとする見方もあれば、広く認める見方もあつて、はつきりしない。もちろんはつきりしないのは史的制約があつてのことであるが、この問題は、令制以前の「皇太子」をいかに考えるか、という問題とも深くかわつてゐる。すなわち、「皇太子」厩戸皇子・中大兄皇子ら

の執政(輔政)を、「皇太子」という地位に基づいた特定の皇子による国政参与とみるか、「皇太子」の存在を否定し、有力王族の一人としての国政参与にすぎないとみるかという問題である。

後者の見方は、荒木敏夫氏が飛鳥浄御原令以前の皇太子制の存在を否定されて以来、有力となつた見方といえようが、旧稿<sup>(3)</sup>で述べたとおり、筆者は、令制以前にも「皇太子」の存在を認めてよいと考えている。たしかに、東宮という特別の機構を有し、制度的に保障された皇太子制が成立するのは、荒木氏の説かれるとおり、飛鳥浄御原令以降のことであろう。しかし、大王の生前に一人のヒツギノミ

コを立てるといふこと自体は、それ以前から行われていたとみてよいと思う。

旧稿の繰り返しになるが、そのように考えるおもな理由は二つある。一つは、『隋書』倭国伝に次のように書かれていることである。

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿輩羅弥、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言、倭王以天為兄、以日為弟、天未明時出聽政、跏趺坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰、此太無義理。於是訓令改之。王妻号羅弥、後宮有女六七百人。名太子為利歌弥多弗利。

これは、当時の倭王権のあり方を述べた記事であり、ここにいう「太子」は、単なる長子の意ではなく、倭王の位を継ぐ子の意に解さなければならぬであろう。当時、実際は推古女帝であったにもかかわらず、この記事では倭王は男性として述べられているのであり、この記事には、その頃の倭王権の一般的あり方、もしくは本来のあり方が示されていると考えられる。

いま一つの理由は、『日本書紀』における立太子記事のあり方である。この点については直木孝次郎氏の検討があ

り、氏は、継体紀から皇極紀までの立太子記事を、実情に近いものとされている。すなわち、神武紀から神功紀までは、仲哀紀を除いてすべてに立太子記事が備わっており、応神紀から武烈紀までも、皇太子がいては物語の進行上矛盾の生ずる例（反正・安康・武烈）を除いて、やはりすべてに立太子を示す記事があるが、これらは、常に皇太子は立てられているべきであるとする『日本書紀』編者の認識による作文・加筆と考えられる。これに対して、継体紀から皇極紀までは、十天皇紀のうちの三紀（継体・欽明・推古）に立太子記事がみえるのみであり、実情を記したものに近い、とされたのである。筆者は、この直木氏の指摘を、荒木氏の説が提出された後の今日においても、なお妥当なものと考える。

本稿では、この「皇太子」の問題も含め、『日本書紀』を対象に、王族の国政参与を示す記事に改めて検討を加えることにしたい。その際、同じく「国政参与」といつても、そこには様々の段階のあることが明らかである。共治者・輔政者として王権の一翼を担う形での参与、大夫會議（群臣會議）の一員としての参与、単なる官人としての参与、臨時にある任務が与えられたのみの参与、等々であ

る。ここでは、こうした段階の違いにも注意して検討したい。これまでは、必ずしもこの点が十分に考慮されてこなかったように思われる。

#### 注

(1) 天武朝における皇子・皇親のあり方についての近年の研究として、虎尾達哉「律令国家と皇親」(『日本史研究』三〇七、一九八八年)、寺西貞弘「古代天皇制史論」(創元社、一九八八年)、倉本一宏「日本古代国家成初期の政權構造」(吉川弘文館、一九九七年)などがある。

(2) 荒木敏夫「日本古代の皇太子」(吉川弘文館、一九八五年)。

(3) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(『日本歴史』五二九、一九九二年)。以下、本稿において旧稿という場合は、この拙稿を指す。

(4) 小林敏男氏も、機構として位置づけられた皇太子制は淨御原令以降であるが、「身分としての皇太子」はそれ以前からあったとしておかしくないとされている。小林敏男「古代女帝の時代」(校倉書房、一九八七年)六一頁。

(5) 直木孝次郎「厩戸皇子の立太子について」(同「飛鳥奈良時代の研究」塙書房、一九七五年、所収。初出は一九六

八年)。

(6) ただし、直木氏は、皇位継承にかかわる制度としての大兄制の存在を認め、継体から皇極の頃を大兄制の時代として、太子制への過渡期とされるのであるが、筆者は、「大兄」を皇位継承にかかわる制度的呼称とすることはできな  
いと考えている。拙稿「六・七世紀の『大兄』」(『成城文藝』一三九、一九九二年)。

#### 一、継体紀から欽明紀の検討

#### (1) 継体紀

継体紀においては、皇后の手白香皇女(仁賢の女)と、「春宮」に立てられたとある勾大兄皇子(安閑)を除いて、他の王族が国政に参与したとする記事はみあたらない。

手白香皇女の国政参与については、元年三月甲子条に、「立皇<sup>三</sup>后手白香皇女<sup>二</sup>脩<sup>一</sup>教于内」とあり、「脩<sup>三</sup>教于内<sup>二</sup>」は、日本古典文学大系本では「後宮に關することを修めさせた」の意とされている。皇后(太后)の権限は、本来、王族内部を統率するだけのものであつて、国政に直接関与

するものではなかつたとする指摘もあるが、王族内を統率する権限とは、きわめて政治性の高いものであることは明らかであろう。筆者は、大后は王権の一翼を担う輔政者もしくは共治者であつたと考へるものであるが、ここでは、とりあえず右の記事を、国政参与の一つの形態を示す記事としてあげておくことにしたい。

なお、手白香皇女は、元年二月庚子条に、大伴金村の奏請によつて皇后に立てられたとあり、その金村の奏請は、

臣聞。前王之宰<sub>レ</sub>世也。非<sub>レ</sub>維城之固。無<sub>レ</sub>以鎮<sub>レ</sub>其乾坤。非<sub>レ</sub>掖庭之親。無<sub>レ</sub>以繼<sub>レ</sub>其跌萼。(中略) 請立<sub>レ</sub>手白香皇女<sub>二</sub>納<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>皇后。遣<sub>レ</sub>神祇伯等<sub>二</sub>敬<sub>レ</sub>祭神祇。求<sub>レ</sub>天皇息。允<sub>レ</sub>答<sub>レ</sub>民望。

これによれば、はじめから、手白香皇女との間にやがて生まれるであろう男子が「維城」(皇嗣)とされており、皇嗣を得るために手白香皇女が皇后に迎えられたとされている。もちろんこの金村の奏請をそのまま事実とみるわけにはいかないが、ここに『日本書紀』編者の認識(さらにこの記事の基となつたと推定される大伴氏の家記における認識)をうかがうことはできるのである。手白香皇女と継体

との間に生まれた欽明は、元年三月甲子条には「嫡子」とあり、「是嫡子而幼<sub>レ</sub>年。於<sub>二</sub>兄治後<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>其天下」と書かれていたのであつて、『日本書紀』において、欽明が継体を継ぐ皇統の担い手として位置づけられていることは明らかである。

次に、勾大兄皇子の国政参与については、それを示す記事を三カ所あげることができる。

①六年十二月条

百濟遣<sub>レ</sub>使貢<sub>レ</sub>調。別表請<sub>レ</sub>任那国上<sub>二</sub>哆唎。下<sub>二</sub>哆唎。沙陀。牟婁四<sub>二</sub>国<sub>一</sub>。哆唎国守穗積臣押山奏曰。此四<sub>二</sub>国<sub>一</sub>近連<sub>二</sub>百濟<sub>一</sub>。遠隔<sub>二</sub>日本<sub>一</sub>。且暮易<sub>レ</sub>通。鶏犬難<sub>レ</sub>別。今賜<sub>二</sub>百濟<sub>一</sub>合<sub>二</sub>為<sub>二</sub>同<sub>二</sub>国<sub>一</sub>。固存<sub>レ</sub>之策。無<sub>レ</sub>以過<sub>レ</sub>此。然縱賜合<sub>レ</sub>国。後世猶危。況<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>異場。幾年能守。大伴大連金村具得<sub>レ</sub>是言。同<sub>レ</sub>謨而奏。廼以<sub>二</sub>物部大連<sub>二</sub>鹿鹿火<sub>一</sub>宛<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>勅使。物部大連方欲<sub>レ</sub>答<sub>レ</sub>向難波館<sub>二</sub>宣<sub>レ</sub>勅於百濟客<sub>一</sub>。其妻固要曰。(中略) 大連依<sub>レ</sub>諫。由<sub>レ</sub>是改<sub>レ</sub>使而宣<sub>レ</sub>勅。付<sub>二</sub>賜物并制<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>表賜<sub>レ</sub>任那四<sub>二</sub>国<sub>一</sub>。大兄皇子前有<sub>二</sub>縁<sub>レ</sub>事不<sub>レ</sub>関<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>国<sub>一</sub>。晚知<sub>二</sub>宣<sub>レ</sub>勅<sub>一</sub>。驚悔欲<sub>レ</sub>改。令曰。自<sub>二</sub>胎中之帝<sub>一</sub>置<sub>二</sub>官家之<sub>一</sub>国。輕<sub>レ</sub>隨蕃<sub>レ</sub>乞。輒<sub>レ</sub>介賜乎。乃遣<sub>二</sub>日鷹吉士<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>宣<sub>レ</sub>百濟客<sub>一</sub>。使者答<sub>レ</sub>啓。父天皇因<sub>レ</sub>計便

宜勅賜既畢。子皇子豈違帝勅妄改而令。必是虛也。縱是実者。持杖大頭打。孰与持杖小頭打痛乎。遂罷。於是或有流言曰。大伴大連与哆唎国守穗積臣押山受百濟之賂矣。

② 七年十二月戊子条

詔曰。朕承天緒。獲保宗廟。兢兢業業。間者天下安靜。海内清平。屢致豐年。類使饒國。懿哉摩呂古。示朕心於八方。盛哉勾大兄。光吾風於万国。日本邕邕。名擅天下。秋津赫赫。譽重王畿。所レ宝惟賢。為レ善最樂。聖化憑茲遠扇。玄功藉此長懸。寔汝之力。宜処春宮。助朕施仁。翼吾補闕。

③ 八年正月条

太子妃春日皇女。晨朝晏出。有異於常。太子意疑入殿而見。妃臥床涕泣。惋痛不能自勝。太子恻問曰。今且涕泣有何恨乎。妃曰。非余事也。唯妾所レ悲者。飛天之鳥為レ愛養兒。樹巔作レ巢。其愛深矣。伏レ地之虫為レ護衛子。土中作レ窟。其護厚焉。乃至於人豈得無レ慮。無レ嗣之恨方鍾太子。妾名隨絶。於是太子感痛而奏天皇。詔曰。朕子麻呂古。汝妃之詞深称於理。安得空爾無答慰乎。宜賜臣

布屯倉表<sub>中</sub>妃名於万代<sub>上</sub>。

①は、百濟への任那四県割讓の記事である。これによれば、大兄皇子(勾大兄皇子)は、四県割讓決定の場には何らかの事情があつて居合わせなかつたが、そのことを後に知り、それを改める「令」を宣したが、百濟の使者からすでに天皇の勅を賜つてゐるとして拒否された、ということである。①の記事の前半部分からは、百濟への四県割讓が天皇と大伴金村・物部麁鹿火・穗積押山らの合議によって決定された(すなわち天皇の面前での大夫合議によって決定された)様子<sup>6)</sup>がうかがえるのであるが、この記事では、勾大兄も、本来であればこの合議に加わつてゐたことが想定されてゐるといへよう。また、天皇の勅とは別に、大兄が「令」を宣したとされてゐることも注意される。

②は、勾大兄皇子を「春宮」(皇太子)に立てたという記事である。ここでは「助朕施仁。翼吾補闕」とあるとおり、「春宮」勾大兄は、輔政者として位置づけられている。先に、『日本書紀』において継体を継ぐ皇統の担い手として位置づけられているのは欽明であると述べたが、そうでありながら一方で、勾大兄を「春宮」に立てたとあることは、逆にこの記事の信憑性(もちろん潤飾はあるが)

を示すものではないかと思う。なおこの点に関しては、二十五年十二月庚子条の割注に、継体の死をめぐって「百濟本記」が引用され、そこに「日本天皇及太子皇子俱崩薨」とあることも、当時における「太子」の存在を示すものといえよう。

③は、「太子」勾大兄が、妃の春日皇女の、子がないために名が絶えてしまうとの嘆きを聞き、それを天皇に奏したところ、天皇は、妃の名を残すために匝布屯倉を賜うた、という記事である。これによれば、勾大兄は直接天皇に奏請し、それを受けて天皇の処置が下されたことになる。

右の①②③を総合するならば、勾大兄の国政参与は、次期大王として大王の輔政にあたり、大王とは別に臣下に命令を下すことができ、大王に直接奏請することもでき、また大王の面前での大夫会議にも参加する、という内容であったことになろう。

またここでは、継体には多くの皇子がありながら、勾大兄を除いてほかに、国政に参与したとされる皇子が一人もいないことにも注意しておきたい。元年三月癸酉条によれば、継体は皇后手白香皇女のほかに八人の妃があつたとさ

れ、皇子八人・皇女十二人の名があげられている（手白香皇女との間に生まれた欽明を含めると皇子は九人）が、そもそも継体紀には、勾大兄以外の皇子の名を載せる記事自体が、皇妃・皇子女をまとめて載せる元年条を除いてほかにみえないのであり、それは二世以下の王族についても同様である。

## (2) 安閑紀

元年三月戊子条に、仁賢の女の春日山田皇女（春日皇女を皇后に立てたとある。安閑紀には、この皇后の国政参与を示す記事はみえないが、欽明即位前紀に、「山田皇后。

明閑百揆」とあり、やはり、皇后の輔政者もしくは共治者としての地位を推定してよいであろう。元年三月戊子条には、皇后のほかに三人の妃があつたとするが、皇子女の名は伝えておらず、同年十月甲子条や宣化即位前紀にも「無<sub>レ</sub>嗣」とある。したがって当然であるが、安閑紀に立太子の記事はみえない。また、王族の国政参与を示す記事や、二世以下の王族の名を載せる記事も一切みることができない。

### (3) 宣化紀

元年三月己酉条に、仁賢の女の橘仲皇女を皇后に立てたとあり、皇后との間に一皇子・三皇女、妃の大河内稚子媛との間に一皇子が生まれたとある。安閑紀と同様、立太子の記事はなく、王族による国政参与を示す記事、二世以下の王族の名を載せる記事も存在しない。

なお、いうまでもないことであるが、安閑紀・宣化紀においても、王族以外の諸氏族（諸豪族）の国政参与を示す記事は多くみることができる。

### (4) 欽明紀

元年正月甲子条に、宣化の女の石姫皇女を皇后に立てたとあり、皇后との間に箭田珠勝大兄皇子・訳語田淳中倉太珠敷尊（敏達）の二皇子と、笠縫皇女が生まれたとある。二年三月条には、それ以外の皇妃・皇子女の記載があり、五人の妃との間に十四人の皇子、八人の皇女があつたとされる。

立太子記事については、十三年四月条に、皇后との間の長子である箭田珠勝大兄皇子が薨じたとあり、十五年正月

甲午条に、淳中倉太珠敷尊（敏達）を立てて皇太子としたとある。なお、敏達即位前紀によれば、敏達の立太子は欽明二十九年のこととされており、『日本書紀』の記述に混乱がみられるが、これはかえつて、敏達の立太子記事が編者の作文ではないことを示しているよう。欽明紀に、「皇太子」敏達の国政参与を具体的に示す記事はみえないが、次の二つの記事は、それを推測させるものである。

#### ①二十三年六月条

詔曰。新羅西羌小醜。逆レ天無レ状。〔中略〕新羅長戟強弩。凌レ蹙任那。距牙鈎爪残レ虐含靈。剝レ肝斲レ趾不レ厭其快。曝レ骨焚レ屍不レ謂其酷。任那族姓百姓以還。窮レ刀極レ狙。既屠且膾。豈有内率土之寶。謂レ為王臣。乍下食人之禾。飲人之水。孰忍聞此而不レ悼レ心。況乎太子。大臣勉レ跌蓐之親。泣レ血銜レ怨之寄。当蕃屏之任。摩レ頂至レ踵之恩。世受前朝之德。身当後代之位。而不レ能下瀝レ胆抽レ腸。共誅奸逆。雪天地之痛酷。報君父之仇讎。則死有レ恨。臣子之道不レ成。

#### ②三十二年四月壬辰条

天皇寝疾不予。皇太子向レ外不レ在。馭馬召到。引入

臥内。執其手詔曰。朕疾甚。以後事属汝。汝須レ打新羅。封建任那。更造夫婦。惟如旧日。死無レ恨之。

①は、新羅を非難し、太子・大臣をはじめ王臣に対して、新羅を討つ決意をうながした詔である。これは、『日本書紀』編者が、『梁書』王僧弁伝の文章をほぼそのまま利用して作った詔とみられるが、『梁書』の「況臣僧弁。臣霸先等」を書きかえて「況乎太子。大臣」としており、「太子」は敏達を、「大臣」は蘇我稲目を念頭において書かれていることは明らかであろう。ここからは、太子・大臣を王臣の上に立つものとする『日本書紀』編者の認識がうかがえるといえよう。

②は、天皇が死に臨んで「皇太子」を召し、後事を託したとするものであるが、この記事から、通常における「皇太子」の輔政を推測することは可能であろう。

さて、欽明紀における「皇太子」以外の王族の国政参与を示す記事であるが、一応次の三十二年三月壬子条をあげることができる。

遣坂田耳子郎君。使於新羅。問任那滅由。

ここにいう坂田耳子郎君は、敏達紀十四年三月丙戌条に

もその名がみえ、そこでは坂田耳子王とある。天武十三年に真人姓を授けられた氏の一つに坂田公氏があり、継体紀元年三月癸酉条には、継体と根王の女の広姫との間に生まれた中皇子を坂田公氏の先とする伝えがみえる。しかし、この坂田公(坂田真人)氏が実際に継体の血を引く王族か否かは疑問であり、後の近江国坂田郡の地を本拠とする継体擁立にかかわった地方豪族とも考えられる。そうであるならば、欽明紀にも、「皇太子」以外の王族の国政参与を示す記事は存在しないことになる。また、坂田耳子郎君の場合の国政参与は、臨時に使者に任せられただけのものであり、通常は参与していなかったとみることも可能であろう。

以上、継体紀から欽明紀までを検討してきたが、「皇后」「皇太子」が輔政者として記されているほかは、王族による国政参与を示す記事は、欽明紀の坂田耳子郎君の不確定な一例があげられるのみであり、他には一切みえないのである。そしてまた、二世以下の王族の名がみえる記事も、皇妃・皇子女をまとめて掲げる条を除けば、右の坂田耳子郎君の例があげられるにすぎない。次に検討する敏達紀以降も、「皇后」「皇太子」以外の王族の国政参与を示す記事



はほとんど存在しないのであるが、王族の登場する記事は多くなつていくのであり、このことは、欽明朝頃までは、王族が王の一族であるがゆえの特殊な一族として、いまだ十分には成立しておらず、認識されていかなかったことを示すように思われる。筆者は旧稿において、欽明朝に近親婚が導入され、その所生子である敏達が皇位を継承していくことにより、はじめて、近親婚と一夫多妻を特徴とする特殊な父子直系継承を原則とした王統が固定化されていった、としたが、王族なるものも、この固定化された王統とともに形成されていったと考えられるのである。

注

(1) ただし、継体と息長真手王の女の麻績娘子との間に生まれた荳角皇女については、いわゆる齋宮として伊勢大神に仕えたとされている(元年三月癸酉条)。齋宮については、この後も欽明紀の磐隈皇女、敏達紀の菟道皇女、用明紀の酢香手姫皇女、天武紀の大来皇女の例が記されており、これも国政参与の一形態とみられるが、本稿では一応除外して考えていくことにしたい。

(2) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下)(岩波書店、一九六五

年)二三頁頭注一八。

(3) 井山温子「『しりへの政』その権能の所在と展開」(『古代史研究』一三、一九九五年)。

(4) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(前掲)参照。

(5) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『坂本太郎著作集』第二卷、吉川弘文館、一九八八年、所収。初出は一九四六年)。

(6) 井上亘「推古朝の朝政」(『学習院史学』三三三、一九九五年)参照。

(7) 『古事記』では、継体の妻は八人、男子は七人、女子は十一人であり、『日本書紀』との間に若干の違いがある。以下、各天皇紀における皇妃・皇子女の名・人数についても、『古事記』との間に違いのある場合が多いが、その違いは、本稿において、各時期の王族のおおよその数を知る上で問題にはならない。

(8) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下)(前掲)一二〇頁頭注一参照。

(9) 坂田公(坂田真人)氏については、『新撰姓氏録』右京皇別にも「坂田真人。出自自諡継体皇子仲王之後」也。日本紀合」とある。

(10) 倉本一宏『日本古代国家成初期の政権構造』(前掲)第二部第二章「律令制成初期の皇親」参照。

## 二、敏達紀から崇峻紀の検討

### (1) 敏達紀

皇妃・皇子女に関する記事として、まず四年正月甲子条に、息長真手王の女の広姫を立てて皇后としたとあり、広姫との間に押坂彦人大兄皇子と二人の皇女が生まれたとみえる。また同年同月是月条には、春日臣仲君の女の老女子夫人との間に三皇子・一皇女、伊勢大鹿首小熊の女の菟名子夫人との間に二皇女が生まれたとある。ついで、四年十一月条に皇后広姫の薨去記事がみえ、翌五年三月戊子条に、豊御食炊屋姫尊(推古)を立てて皇后としたとあり、推古との間に竹田皇子・尾張皇子の二皇子と五皇女があったとされる。

敏達紀には、皇后広姫および皇后推古の国政参与を示す記事はなく、また、立太子の記事もみえない。しかし、王族の国政参与を示す記事、ないし国政参与とはいえないが、王族の登場する記事はいくつか存在している。

#### ①元年五月朔条

天皇問皇子与大臣曰。高麗使人今何在。大臣奉对曰。在於相楽館。(後略)

#### ②四年二月乙丑条

百濟遣使進レ調多。益恒歲。天皇以新羅未レ建任那。詔皇子与大臣曰。莫レ懶懈於任那之事。

#### ③四年是歲条

命卜者占海部王家地与糸井王家地。卜便襲吉。遂營宮於詛語田。是謂幸玉宮。

#### ④六年五月丁丑条

遣大別王与小黒吉士。宰於百濟国。王人奉命為使三宰於韓。蓋古之典乎。如令言使也。韓。自称为宰。言余皆倣此。大別王未詳所出也。

#### ⑤六年十一月朔条

百濟国王付還使大別王等。猷經論若干卷并律師。禪師。比丘尼。咒禁師。造仏工。造寺工六人。遂安置於難波大別王寺。

#### ⑥七年三月壬申条

以菟道皇女侍伊勢祠。即紆池辺皇子。事顕而解。

#### ⑦十四年三月丙戌条

(前略) 天皇思レ建任那。差坂田耳子王為レ使。属此之時。天皇与大連卒患於瘡。故不レ果レ遣。詔橘

豊日皇子曰。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違背考天皇勅。可<sub>レ</sub>勤修乎任那之政也。(後略)

⑧十四年八月己亥条

天皇病彌留崩于大殿。是時起殯宮於広瀬。馬子宿禰大臣佩刀而誅。物部弓削守屋大連听然而咲曰。如下中獵箭之雀鳥焉。次弓削守屋大連手脚揺震而誅。揺震也。馬子宿禰大臣曰。可<sub>レ</sub>懸鈴矣。由<sub>レ</sub>是二臣微生怨恨。三輪君逆使隼人相距於殯庭。穴穂部皇子欲<sub>レ</sub>取天下。發憤称曰。何故事死王之庭。弗<sub>レ</sub>事生王之所也。

①②は、「皇子」と「大臣」が輔政者の地位にあつたことをうかがわせる記事である。「大臣」が蘇我馬子を指すことは間違いないが、「皇子」が誰を指すかは明らかではない。日本古典文学大系本の頭注では「彦人大兄皇子をさすか」とするが、小林敏男氏は、⑦で橘豊日皇子(用明)に任那の政を託していることから、用明の可能性が高いとされる。おそらく小林氏のいわれるとおりであり、敏達の治政においては、異母弟である用明が輔政にあつていたとみてよいであろう。

③は、国政参与を示す記事ではないが、海部王と糸井王

の二人の王族の名がみえている。二人がそれぞれに家地を持ち、そこに敏達の訳語田幸玉宮が造営されたというのであるが、二人の王の名は他にみえず、出自は不明である。

④⑤は、大別王(この王の出自も不明)が百濟へ宰(ミコトモチ)として派遣されたとする記事であり、荒木敏夫氏が、大兄や「皇太子」以外の王族の国政参与を示す記事の一つとしてあげられたものである。たしかにこれは、王族の国政参与を示す記事とみてよく、大別王が寺を有しているとする点も、注目できよう。しかし、大別王はあくまで臨時に宰(使者)に任せられたというのであり、この記事は、通常、大別王が国政に参与していたこと(たとえば大夫会議の一員として)を示すものではない。

⑥は、菟道皇女(敏達と広姫との間の女)を齋宮としたが、池辺皇子に奸されたため解任したという記事である。この池辺皇子は、仁藤敦史氏のいわれるとおり、池辺は用明の池辺双槻宮にちなむ名と考えられ、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に用明を池辺皇子と記すことから、用明とみて間違いないであろう。

⑦は、坂田耳子王(坂田耳子郎君)を任那再建のための使者に任じたところ、天皇はにわかに「瘡」に患してしま

い、橘豊日皇子（用明）に詔して任那の政を託した、とする記事である。この記事は、先に述べたように、①②とあわせて用明が敏達の輔政者であったことを示すものといえよう。

⑧は、敏達の殯にあたって、天下を取ろうとした穴穂部皇子（欽明と小姉君との間の第三男、敏達の異母弟）が、「何故事三死王之庭。弗レ事生王之所也」と発憤して述べたというものである。これは、次の用明紀・崇峻紀へと続く記事であるが、ここでは、大臣・大連が殯宮で誄を奏しているのに対し、穴穂部皇子は、殯の庭にも参入できなかった様子の方がえる点に注意しておきたい。この記事をもつて、穴穂部皇子の国政参与を示す記事とすることができないのは明らかである。

以上のように、敏達紀には、王族の国政参与を示す記事や、王族の名のみえる記事が現われてくるのであるが、このことは、先にも述べたとおり、この頃に王族なるものが形成されてきたことを示すと考えてよいであろう。ただし、国政に参与したことの知られる王族は、輔政にあたりたと推定される用明を除き、大別王一人であり（不確実な坂田耳子王を加えても二人にすぎないのであり）、その数の少

ないことが指摘できる。また、一世王（皇子）の国政参与を示す記事はなく、一世王では用明一人が輔政にあたりたと考えられる点も注意される。この点は、継体朝における「春宮」安閑、欽明朝における「皇太子」敏達の場合も同様であり、いずれもその一人の輔政者が、次の王位に就いているのである。一世王の国政参与を一人の王に限るということは、王位継承をめぐる争いを避けるという意味もあつたと考えられるであろう。

## (2) 用明紀

元年正月朔条に、穴穂部間人皇女（欽明と小姉君との間の女）を立てて皇后としたとあり、皇后との間に麿戸皇子をはじめ四皇子が生まれたとある。また、蘇我稲目の女の石寸名との間に一皇子、葛城直磐村の女の広子との間に一皇子・一皇女があつたとされる。用明紀には、皇后穴穂部皇女の輔政・共治を示す具体的記事はなく、立太子の記事もみえない。また、他の王族が国政に参与したことをうかがわせる記事も存在しない。ただし、元年五月条、および二年四月丙午条の、穴穂部皇子に関する記事（蘇我馬子と物部守屋の争いに関する記事）は、当時の王族の地位を推定す

る上で参考になる記事である。長文であるが、引用してきたい。

①元年五月条

穴穂部皇子欲レ奸炊屋姫皇后而自強入於殯宮。寵臣三輪君逆乃喚兵衛。重璫宮門。拒而勿レ入。穴穂部皇子問曰。何人在レ此。兵衛答曰。三輪君逆在焉。七呼レ開レ門。遂不レ聽入。於是穴穂部皇子謂大臣与三庭。逆類無レ礼矣。於殯庭誅曰。不レ荒朝庭。淨如鏡面。臣治平奉仕。即是無レ礼。方今天皇子弟多在。兩大臣侍。誰得恣レ情專言奉仕。又余觀殯内。拒不レ聽入。自呼レ開レ門七廻不レ応。願欲レ斬之。兩大臣曰。隨レ命。於是穴穂部皇子陰謀王天下之事。而口詐在於殺逆君。遂与物部守屋大連率兵圍繞磐余池辺。逆君知之。隱於三諸之岳。是日夜半潛自山出。隱於後宮。謂炊屋姫皇后之別業。是名海石櫛市宮。逆之同姓白堤与横山言逆君在処。穴穂部皇子即遣守屋大連。或本云。穴穂部皇子与泊瀬部皇子相計而遣守屋大連。曰。汝応往討逆君并其二子。大連遂率兵去。蘇我馬子宿禰外聞斯計。詣皇子所。即逢門底。謂皇子家門也。將レ之大連所。時諫曰。王者不レ近刑人。不レ可自往。皇子不レ聽而行。

②二年四月丙午条

馬子宿禰即便隨去。到於磐余一辺。行至於池也。而切諫之。皇子乃從レ諫止。仍於此処踞坐胡床待大連焉。大連良久而至。率衆報命曰。斬逆等訖。或本云。穴穂部皇子自行射殺。於是馬子宿禰惘然頽歎曰。天下之乱不レ久矣。大連聞而答曰。汝小臣之所不レ識也。此三輪君逆皇之所寵愛。采委内外之事焉。由是炊屋姫皇后与馬子宿禰俱發根於穴穂部皇子也。御新嘗於磐余河上。是日天皇得レ病還入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰。朕思欲歸三宝。卿等議之。群臣入レ朝而議。物部守屋大連与中臣勝海連。違レ詔議曰。何背国神敬他神也。由来不レ識若レ斯事矣。蘇我馬子宿禰大臣曰。可隨レ詔而奉レ助。詎生異計。於是皇弟皇子。皇弟皇子者穴穂部皇子。即天皇庶弟。引豊国法師。闕名入於内裏。物部守屋大連耶睨大怒。是時押坂部史毛尿急來密語大連曰。今群臣罔レ卿。復將レ斷レ路。大連聞之即退於阿都。阿都大連之別業。集聚人焉。所在地名也。遂作太子彦人皇子像与竹田皇子像厭之。俄而知事難レ濟。帰附彦人皇子於水派宮。水派。此云。舍人迹見赤禰。向美麻多。勝海連自彦人皇子所退。拔レ刀而殺。迹見姓也。赤禰名也。赤禰。此云伊

知(後略)

①は、炊屋姫皇后(推古)を好さんとして殯宮(敏達殯宮)に入ろうとした穴穂部皇子が、それを妨げた三輪君逆を無礼として怒り、物部守屋と結んで逆を討つたという記事である。ここではまず、穴穂部皇子が三輪君逆を非難して「方今天皇子弟多在。両大臣侍。誰得忝情專言奉仕」と述べたとあることが注意される。これによれば、天皇子弟(二世王)は、両大臣(蘇我馬子・物部守屋)とともに(というよりはそれにもまして)尊ばれなければならぬ存在とされている。

また、穴穂部皇子は、「後宮」(推古の別業で海石榴市宮)に隠れた三輪君逆を討つため、物部守屋を遣したとあり(或本には、穴穂部皇子と泊瀬部皇子=崇峻とが相計って守屋を遣したとある)、皇子(二世王)は大連(大臣)に命令することのできる地位にあつたものとして描かれている。

①の記事において、皇子の地位が大臣の上位とされていることは、自ら直接に逆を討ちに出ようとした穴穂部皇子を、馬子が「王者不<sub>レ</sub>近<sub>二</sub>刑人<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>自往<sub>一</sub>」と諫めたところにあることにもよく示されている。ただし、皇子と大臣の上関係は、さほどはつきりしたものとしては描かれていな

いのであり、それは、穴穂部皇子が逆を討つことの同意を両大臣に得ようとしたとある点、また②の記事であるが、守屋が皇子を睨んで大いに怒つたとある点などからうかがうことができる。

もちろんこれらの点は、①の記事にそのように描かれているということであつて、それをそのまま当時の「皇子」(二世王)の実態とみることに疑問がある。しかし、『日本書紀』編者が当時の「皇子」を、そのような地位にあつたものとして描いていることは事実である。

なお、①の記事は、穴穂部皇子がひそかに皇位に就こうとして自ら起こした政治行動として書かれているのであり、この記事から、皇子の通常における国政参与を想定することはできないと思う。

次に②の記事であるが、ここではまず、天皇が自らの仏教への帰依の是非を群臣に問い議論させたところ、物部守屋と中臣勝海とはそれを非とし、蘇我馬子は是とする意見を述べた。その議論の場(群臣が入朝して内裏で議論されたところ)に、穴穂部皇子が豊国法師を連れて入ろうとしたところ、物部守屋が皇子を睨んで大いに怒つた、とある。この記事から、穴穂部皇子の国政参与をうかがおうとする

見方もあるが、むしろ、皇子は群臣会議にはじめからは参加して<sup>(5)</sup>いないとされている点に注意したい。守屋が内裏(群臣会議の場)に入った(あるいは入ろうとした)皇子を睨んで怒ったというのも、皇子が法師を連れていたから(守屋は仏教を非とする意見を述べている)との理由によるだけではなく、群臣会議の場に皇子が参入すること自体が異常な行動であつたから、とみることも可能であろう。<sup>(6)</sup>穴穂部皇子が群臣会議の場に参入した(しようとした)というのは、①で推古を奸そうとして殯宮に入ろうとしたということと同様、本来してはならない行動として描かれているように思われる。

なお、そうであるならば、穴穂部皇子の行動は、皇位に就こうとした皇子にとつては、逆にとるべき行動であつた、つまり次期天皇の地位を認められた人物はこうした行動をとつていた、との見方もできるであろう。この点はともかく、右の記事からもまた、穴穂部皇子の国政参与をうかがうことはできないと思う。

次に②には、最初は物部守屋を助けようとした中臣勝海が、「太子彦人皇子」(彦人大兄皇子)<sup>(7)</sup>と竹田皇子の像を作つて厭つたとある。この記事からは、二人の皇子が、穴穂

部皇子擁立には邪魔な存在、すなわち有力な皇位継承候補者とみられていた、ということのほうができる。

ただ、だからといつてそれは、この二人の皇子が国政に参与していたことを示すものではない。また用明紀において、他に二人の皇子の国政参与を示す記事も存在しない。

彦人大兄の年齢は不明であるが、②に皇子の宮として水派宮の名がみえることからすると、「皇子宮」の主体としてすでに成人に達していた可能性は高い。そうであるならば、すでに成人に達し、しかも有力な皇位継承候補者の一人であつたとみられるにもかかわらず、彦人大兄は、その国政参与を示す記事がみえない、ということになる。竹田皇子の年齢もはっきりしないが、竹田は、敏達と推古の間の第二子とされることから、おおよその年齢は推定できる。推古即位前紀によれば、敏達と推古の婚姻は推古十八歳の時とされており、推古三十六年(六二八)の推古の崩年が七十五歳とあることからすると、それは欽明三十二年(五七二)のこととなり、用明二年(五八七)当時、竹田が成年に達していなかつたことは明らかである。<sup>(8)</sup>したがつて、竹田皇子の場合は、国政参与を示す記事がないのは未成年であつたからとも考えられる。

用明朝は短期間で終わるのであるが、「皇太子」を立てることはもとより、一人の輔政者を定めることもできなかつたのであり、敏達の死後は、用明が即位したものの、政治的混乱が続いていたとみてよいであろう。

### (3) 崇峻紀

崇峻紀には、立后・立太子の記事はなく、皇妃・皇子女については、元年三月条に、大伴糠手連の女の小手子を妃とし、蜂子皇子と錦代皇女が生まれたと記すのみである。また、王族の国政参与を示す記事も、元年条以降には存在しない。ただし、用明紀から続く即位前紀の記事の中には、多くの王族の名が登場しており、そこには国政参与を示す記事も含まれている。

#### ①即位前紀五月条（用明二年五月）

物部大連軍衆三度驚駭。大連元欲去余皇子等。而立穴穗部皇子為天皇。及至於今望因遊獵而謀替立。密使入於穴穗部皇子曰。願与皇子將馳獵於淡路。謀泄。

#### ②同六月条

甲辰朔庚戌。蘇我馬子宿禰等奉炊屋姫尊。詔佐伯連

丹經手。土師連磐村。的臣真囓曰。汝等嚴兵。速往誅殺穴穗部皇子与宅部皇子。是日夜半。佐伯連丹經手等圍穴穗部皇子宮。於是衛士先登樓上。擊穴穗部皇子肩。皇子落於樓下。走入偏室。衛士等举燭而誅。辛亥。誅宅部皇子。宅部皇子。繪隈天皇之子。善穴穗部皇子。故誅。（後略）

#### ③同七月条

蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子与群臣。謀滅物部守屋大連。泊瀬部皇子。竹田皇子。廐戸皇子。難波皇子。春日皇子。蘇我馬子宿禰大臣。紀男麻呂宿禰。巨勢臣比良夫。膳臣賀拖夫。葛城臣烏那羅。俱率軍旅進討大連。大伴連囓。阿倍臣人。平群臣神手。坂本臣糠手。春日臣。闕名俱率軍兵從志紀郡到洪河家。大連親率子弟与奴軍。築稻城而戰。於是大連昇衣。搯朴枝間。臨射如雨。其軍強盛。填人家溢野。皇子等軍与群臣衆。怯弱恐怖。三廻却還。是時廐戸皇子束髮於額。古俗。年少兒年十五六間。束髮於額。而隨軍後。自付度曰。將無見敗。非願難成。乃斬取白膠木。疾作四天王像。置於頂髮。而發誓言。白膠木。此云農利。此今若使我勝敵。必當奉為護世



四王。起立寺塔。(後略)

④同八月条

癸卯朔甲辰。炊屋姫尊与群臣勸進天皇。即天皇之位。以蘇我馬子宿禰為大臣如レ故。卿大夫之位亦如レ故。

①は、以前から穴穗部皇子の擁立を意図していた物部守屋が、それを実行に移そうとして皇子に使いを送ったというものであるが、ここから穴穗部皇子の通常における国政参与を推定することはできない。また②は、蘇我馬子らが炊屋姫尊(推古)を奉じて、穴穗部皇子と宅部皇子との誅殺を命じ、それが実行されたという記事であり、ここからも、穴穗部皇子・宅部皇子の国政参与はうかがえない。そして③には、泊瀬部皇子(崇峻)・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子(敏達と春日老女子との間の第二子)・春日皇子(同第二子)らの多くの皇子が、蘇我馬子の側の將軍として登場する。これは国政参与の一形態といえるかもしれないが、これもまた、通常におけるこれらの皇子の国政参与を示す記事とはいえないであろう。③の記事では、皇子らの地位が大臣・群臣よりも上位に置かれており、それはそれで注意されるのであるが、この記事における皇子らは、馬

子が、物部守屋に対し、多くの皇子が自らの側にあることを示そうとして將軍に立てたものと考えられよう。竹田皇子が当時未成年であったことは先に述べたが、厩戸皇子も「束髮於額」(十五・六歳の髮形)とあるとおりの未成年であり、これらの皇子が通常国政に参与していたとは考えられない。

右の崇峻即位前紀で注目したいのは、②において、馬子らが推古を奉じて穴穗部皇子・宅部皇子誅殺の詔を下しているとする点である。このことからすれば、用明の死後は、推古が用明にかわって王権を行使したことになるであろう。②の記事からは、当時の王族内において推古が最高の権力を有していたであろうこと、推古と馬子の関係が密接であったことなどが推察されるが、この点は、推古と群臣とが「勸進」して崇峻を即位させたことある④の記事にもよく示されている。また、先にみた用明紀の①の記事においても、炊屋姫皇后(推古)の名は三カ所にみえており、それらは直接には推古の王権行使(国政参与)を示すものではないが、やはり、当時の推古の大きな権力をうかがわせる記事である。

そして、この推古の権力は、敏達の皇后(天后)として

王権の一翼を担ったことによつて獲得されたものとみてよいであろう。崇峻朝においては、大王崇峻と前太后推古による王権の分掌形態がとられたものと考えられる。なお崇峻は、崇峻五年（五九二）に、蘇我馬子によつて暗殺されたとあるが、これを『日本書紀』の描くとおりに馬子の独断とみることは問題がある。かといつて、人類学にいう「殺される王」に該当させるのも疑問であり、これは、推古・馬子と崇峻の対立（権力の中枢の分裂）が引き起こした事件と考へるのが妥当であろう。（未完）

## 注

- (1) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下) (前掲) 一三三頁頭注 一三三。
- (2) 小林敏男『古代女帝の時代』(前掲) 四〇頁。
- (3) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(前掲) 五五―五六頁。
- (4) 仁藤敦史「皇子宮の経営―大兄と皇弟―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年) 八頁。
- (5) 同右。
- (6) もちろんここでも、この記事の信憑性の問題が存在するのであるが、もしこの記事が『日本書紀』編者のまったく

の作文であったとしても、編者がそのように考えてこの記事を書いたという可能性はあるであろう。

- (7) ここで彦人大兄皇子が「太子」と表記されているのは、皇子の母の広姫が「皇后」に立てられたとあること（敏達紀四年正月甲子条）とともに、敏達―彦人大兄皇子―舒明天智・天武と続く、王統の正統性を強調しようとした『日本書紀』編者の意図によるものとみるのが妥当であろう。

- (8) ここでは二十歳前後を成年と考へている。厩戸皇子・中大兄皇子の立太子の年齢は二十歳であり、斉明紀四年十一月条には、有間皇子事件に際し、十九歳の有間皇子自身は兵を用いるべき年齢に達したと述べたのに対し、それを諫めた人物は、十九歳ではいまだ成人に至っていないと述べたとある。また、令制の下で蔭位の与えられるのが二十一歳であることも参考になる。

- (9) 宅部皇子は、②においては分注で檜隈天皇（宣化）の子とあるが、宣化紀に宅部皇子の名はみえない。『本朝皇胤紹運録』では、欽明の子で、穴穂部皇子の同母弟とされる。

- (10) 厩戸皇子がふつう考へられているとおり敏達三年（五七四）の生まれであるならば、用明二年（五八七）当時は十

四歳ということになる。

(11) 遠山美都男 『聖徳太子はなぜ天皇になれなかつたのか』

(大和書房、一九九五年) 九二頁。